

議案第28号

磐田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市営住宅条例の一部を改正する条例

磐田市営住宅条例（平成17年磐田市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（以下「老人等」という。）にあっては第1号及び第3号から第6号まで、」を削り、「被災者等にあっては」を「被災者等にあっては、」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 同居しようとする者がある場合にあっては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は市長が特別な事情があると認めた者であること。

第6条第1項第6号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居しようとする者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条第2項中「（老人等にあっては、同条第1号及び第3号から第6号まで）」を削る。

第11条第1項第1号中「原則として、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人と連署した」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項及び第45条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第51条第2号中「特定優良賃貸住宅法施行規則」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）」に改める。

別表入居者の収入基準中

「
入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族に次の各号のいずれかに該当する者がある場合

- (1) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程

度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度又は知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に相当する程度のもの

(3) 第6条第2項第4号、第6号及び第7号に該当する者

入居者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

入居者又は同居しようとする者に次の各号のいずれかに該当するものがある場合

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度又は知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度

(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に相当する程度のもの

を

に

の

- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のものである場合

同居しようとする者に小学校就学の始期に達するまでのものがある場合

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市営住宅の入居者として決定した者が行う入居の手続について適用し、施行日前に市営住宅の入居者として決定した者が行う入居の手続については、なお従前の例による。

現行	改正案
<p>護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 前各号に掲げる者のほか、入居しようとする者の心身の状況、地域の住宅事情その他の事情を勘案し、市長が特に認める者</p> <p>3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当</p>	<p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p> <p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表の4に掲げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号<u>(老人等にあつては、同条第1号及び第3号から第6号まで)</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>原則として、市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人と連署した請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第11条第5項</u>の入居可能日から当該入居者が市</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 別表の4に掲げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号_____に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) _____ _____請書を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略 (削除)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は前項__に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第11条第4項</u>の入居可能日から当該入居者が市</p>

現行		改正案									
<p>営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第35条第1項の規定による明渡し の期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 41条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求があった日） までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（準用）</p> <p>第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第 27条まで、第35条、第40条、第41条及び第64条の規定を準用する。この場 合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居 者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第5項</u>」とある のは「<u>第43条第2項</u>」と、「入居可能日」とあるのは「<u>使用開始可能日</u>」 と、「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「<u>第35条第1項</u>」と、 「<u>第41条第1項</u>」とあるのは「<u>第48条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第51条 市営住宅に入居することができる中堅所得者等は、次に掲げる条件 を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得が<u>特定優良賃貸住宅法施行規則</u></p> <hr/> <p>第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を 必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族がある もの</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別表（第6条、第7条、第28条関係）</p>		<p>営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第35条第1項の規定による明渡 しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 41条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求があった日） までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 略</p> <p>（準用）</p> <p>第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第 27条まで、第35条、第40条、第41条及び第64条の規定を準用する。この場 合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居 者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第4項</u>」とある のは「<u>第43条第2項</u>」と、「入居可能日」とあるのは「<u>使用開始可能日</u>」 と、「第31条第1項又は第35条第1項」とあるのは「<u>第35条第1項</u>」と、 「<u>第41条第1項</u>」とあるのは「<u>第48条</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第51条 市営住宅に入居することができる中堅所得者等は、次に掲げる条件 を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得が<u>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）</u> 第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を 必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族がある もの</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別表（第6条、第7条、第28条関係）</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 入居者又は<u>現に同居し、若しくは同居しよう</u>と</td> <td>214,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 入居者又は <u>現に同居し、若しくは同居しよう</u> と	214,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 入居者又は<u>同居しよう</u>と</td> <td>214,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	1 入居者又は <u>同居しよう</u> と	214,000円
区分	金額										
1 入居者又は <u>現に同居し、若しくは同居しよう</u> と	214,000円										
区分	金額										
1 入居者又は <u>同居しよう</u> と	214,000円										

現行		改正案			
	<p>する親族に次の各号のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>(1) 障害者基本法_____第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度又は知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に相当する程度のもの</p> <p>(3) <u>第6条第2項第4号、第6号及び第7号に該当する者</u> _____ (追加) (追加)</p>		<p>する者_____に次の各号のいずれかに該当するものがある場合</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が身体障害にあつては身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）にあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度又は知的障害にあつては精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に相当する程度のもの</p> <p>(3) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p>(4) <u>海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>(5) <u>ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p>		
2	入居者が60歳以上の者であり、かつ、 <u>現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者</u> である場合	214,000円	2	入居者が60歳以上の者であり、かつ、 <u>_____同居しようとする者_____のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの</u> である場合	214,000円
3	<u>現に同居し、又は同居しようとする親族に小学</u>	214,000円	3	<u>_____同居しようとする者_____に小学</u>	214,000円

現行		改正案	
	校就学の始期に達するまでの <u>者</u> がある場合		校就学の始期に達するまでの <u>もの</u> がある場合
略		略	

磐田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

少子高齢化の進展により、身寄りのない方の増加が進む中で、市営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を的確に果たすことができるよう、入居基準等の見直しを行う。令和6年4月に県営住宅条例が一部改正されることに伴い、「連帯保証人」、「単身入居要件」の2点を本市でも改正する。

2 内容

(1) 連帯保証人の廃止

改正前	改正後
支払能力のある連帯保証人が必要	<u>連帯保証人は不要</u> <u>※緊急連絡先は必要</u> <u>(規則で様式を定める)</u>

(2) 単身入居要件の廃止

改正前	改正後
単身の場合は老人等に限る。 老人等とは、60歳以上の者、障害者、 生活保護受給者等をいう。	<u>単身要件 無し</u>

※令和5年度現在、単身用は1LDK(22戸)、2DK(12戸)としている。

3 スケジュール

令和6年4月1日～ 改正後の要件により入居審査を行う。

令和6年收入申告時 現入居者へ改正を周知する。

4 参考

パブリックコメント 意見なし(実施期間:令和5年12月11日～令和6年1月11日)